

山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(指定居宅サービスの事業の一般原則)	(指定居宅サービスの事業の一般原則)
第4条 一略一	第4条 一略一
2 一略一	2 一略一
	3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
	4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
(衛生管理等)	(衛生管理等)
第14条 一略一	第14条 一略一
2 一略一	2 一略一
	3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。
	<u>(虐待の防止)</u>
	第17条の2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。
(準用)	(準用)
第31条 第9条、第10条及び第14条から第17条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、同条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。	第31条 第9条、第10条及び第14条から第17条の2までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、同条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。
(準用)	(準用)
第35条 第9条、第10条、第14条から第17条まで、第23条及び第27条から第30条までの規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、同条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。	第35条 第9条、第10条、第14条から第17条の2まで、第23条及び第27条から第30条までの規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、同条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。
(準用)	(準用)
第44条 第9条、第10条及び第14条から第17条ま	第44条 第9条、第10条及び第14条から第17条の

での規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「訪問介護員等」とあるのは、「看護師等」と読み替えるものとする。

(準用)

第52条 第9条、第10条及び第14条から第17条までの規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第57条 一略一

2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) 一略一

(4) 一略一

2までの規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「訪問介護員等」とあるのは、「看護師等」と読み替えるものとする。

(準用)

第52条 第9条、第10条及び第14条から第17条の2までの規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第57条 一略一

2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) 一略一

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。

(5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難なときは、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行うこと。

(7) 一略一

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるものとする。

(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。

(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項につい

て、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。

(4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

(準用)

(準用)

第60条 第9条、第10条及び第14条から第17条までの規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「訪問介護員等」とあるのは、「居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。

(非常災害対策)

第68条 一略一

第60条 第9条、第10条及び第14条から第17条の2までの規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「訪問介護員等」とあるのは、「居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。

(非常災害対策)

第68条 一略一

2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

(衛生管理等)

第69条 一略一

第69条 一略一

2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(準用)

第71条 第9条、第10条、第15条及び第16条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。

(準用)

第71条 第9条、第10条、第15条、第16条及び第17条の2の規定は、指定通所介護の事業について準用する。

(準用)

第73条 第9条、第10条、第15条、第16条、第61条、第63条及び第64条第4項並びに前節(第71条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第64条第4項中「第2項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第66条第2号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者」と読み替えるものとする。

第73条 第9条、第10条、第15条、第16条、第17条の2、第61条、第63条及び第64条第4項並びに前節(第71条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第64条第4項中「第2項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第66条第2号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者」と読み替えるものとする。

(準用)  
第85条 第9条、第10条、第15条、第16条、第61条及び第65条から第70条までの規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。

(衛生管理等)  
第92条 一略一  
2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)  
第94条 第9条、第10条、第15条から第17条まで及び第68条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。

5～7 一略一  
(準用)

第104条 第10条、第15条から第17条まで、第68条及び第69条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。

(準用)  
第111条の3 第10条、第15条から第17条まで、第68条、第69条、第95条及び第97条並びに第4節(第104条を除く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第101条第3項中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者」と読み替えるものとする。

(準用)  
第117条 第10条、第15条から第17条まで、第68条、第69条、第95条及び第100条から第103条までの規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。

(準用)  
第124条 第10条、第15条から第17条まで、第68条、第92条及び第100条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。

(準用)  
第140条 第15条から第17条まで、第68条及び第69条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。

(準用)  
第148条 第15条から第17条まで、第68条、第69条、第136条及び第137条の規定は、外部サービ

(準用)  
第85条 第9条、第10条、第15条、第16条、第17条の2、第61条及び第65条から第70条までの規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。

(衛生管理等)  
第92条 一略一  
2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(準用)  
第94条 第9条、第10条、第15条から第17条の2まで及び第68条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。

5～7 一略一  
(準用)

第104条 第10条、第15条から第17条の2まで、第68条及び第69条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。

(準用)  
第111条の3 第10条、第15条から第17条の2まで、第68条、第69条、第95条及び第97条並びに第4節(第104条を除く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第101条第3項中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者」と読み替えるものとする。

(準用)  
第117条 第10条、第15条から第17条の2まで、第68条、第69条、第95条及び第100条から第103条までの規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。

(準用)  
第124条 第10条、第15条から第17条の2まで、第68条、第92条及び第100条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。

(準用)  
第140条 第15条から第17条の2まで、第68条及び第69条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。

(準用)  
第148条 第15条から第17条の2まで、第68条、第69条、第136条及び第137条の規定は、外部サー

ス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第15条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスの事業を行う事業所」と読み替えるものとする。

(衛生管理等)

第156条 一略一

2～5 一略一

(準用)

第158条 第9条、第10条及び第15条から第17条までの規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。

(準用)

第160条 第9条、第10条、第15条から第17条まで、第149条、第151条及び第152条から第157条までの規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。

(準用)

第167条 第9条、第10条、第14条から第17条まで、第153条及び第155条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第153条第2項中「福祉用具を貸与しなければ」とあるのは「特定福祉用具を販売しなければ」と、同条第3項中「指定福祉用具貸与の」とあるのは「指定特定福祉用具販売の」と読み替えるものとする。

附 則

1～5 一略一

6 第134条及び第144条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って指定特定施

ビス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第15条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスの事業を行う事業所」と読み替えるものとする。

(衛生管理等)

第156条 一略一

2～5 一略一

6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(準用)

第158条 第9条、第10条及び第15条から第17条の2までの規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。

(準用)

第160条 第9条、第10条、第15条から第17条の2まで、第149条、第151条及び第152条から第157条までの規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。

(準用)

第167条 第9条、第10条、第14条から第17条の2まで、第153条及び第155条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第153条第2項中「福祉用具を貸与しなければ」とあるのは「特定福祉用具を販売しなければ」と、同条第3項中「指定福祉用具貸与の」とあるのは「指定特定福祉用具販売の」と読み替えるものとする。

附 則

1～5 一略一

6 第134条及び第144条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って指定特定施

設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される第141条第1項に規定する指定特定施設をいう。）においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。

設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される第141条第1項に規定する指定特定施設をいう。）においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。

7 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第13条（第18条の3及び第22条において準用する場合を含む。）、第29条（第35条において準用する場合を含む。）、第42条、第50条、第58条、第67条（第73条及び第85条において準用する場合を含む。）、第91条、第102条（第111条の3及び第117条において準用する場合を含む。）、第110条、第122条、第129条、第138条、第146条及び第155条（第160条及び第167条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「規則」とあるのは、「規則で定める事項に関し規程を定めておくよう努めるとともに、規則」とする。